

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	企業等農業参入支援加速リース促進事業貸付原資基金
法人名	社団法人 全国農地保有合理化協会
基金額(国庫補助金等相当額)	954百万円(954百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 農地保有合理化法人が特定法人等に農業用機械・施設をリースする事業に要する資金の全部又は一部を貸付け

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 平成20年度をもって基金事業を廃止し、平成21年度に国からの補助金の残額の全部を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成20年度に事業を廃止する。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標 :目標達成度の評価	—
基金の保有割合 基金の保有割合の算出	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。 (算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷(貸付残高＋国庫返納予定額) ＝954百万円÷(0円＋954百万円) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額:954百万円 貸付残高:0円 国庫返納予定額:954百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。